

(危険要因の把握等)

第35条の2 別表第8に定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。(ほ)

【解説】

本条は、別表第8に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類、又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合に、自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため規定されたものである。

危険要因の把握に当たっては、一般に類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と、必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

なお、危険要因を把握する場合は、総務省消防庁及び全国消防長会の指導、協力のもと、企業防災対策支援センターが平成17年8月に作成した「危険性評価方法」を活用するののも一つの方法である。